

市 都 政 第 255 号
平成12年 11月 14日

千葉県知事 沼 田 武 様

市川市長 千 葉 光 行

塩浜地先の護岸改修に関する財政的支援の要望

晩秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は本市市政に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市川二期埋立計画案の検討が進められている通称三番瀬に面する本市塩浜地先の護岸につきましては、昭和40年代に市川二期地区の埋立計画を前提として築造された暫定的な護岸であります。その後、市川二期地区計画の進捗の遅れとともに護岸の老朽化が進み、7月8日の台風3号による波浪等により、護岸の路盤にこれまでにない大きな陥没を多数生じました。

この対応としては、陥没地への転落を防止するための応急的な補修措置を施すとともに、看板及び柵の設置等により危険区域への立ち入り禁止措置を講じています。その他、周辺企業及び釣り客等へのちらし配布、広報によるお知らせ、自治会への回覧などにより、立ち入り禁止の周知をしてきたところです。

しかしながら、依然として、海域における不法係留船舶の管理及び利用、あるいは、釣り等を目的とする護岸への立ち入りがあるという現状にあります。また、一方では、8月以降も離れた区域で新たな数ヶ所の陥没が生じるなど、ほぼ全域にわたり危険な状態にあり、現在、護岸の危険状況調査と改修方法の検討を外部の専門業者に委託し、

作業を行なっております。今後、調査結果に基づき、何らかの改修を行っていかねなければならないと考えております。

ただし、この予想される費用の負担については、9月市議会において相当の議論が行われるとともに、9月21日に議決された「市川二期埋立計画を中心に臨海部の夢のあるまちづくりの実現に向けての決議」の中で、「2.老朽化し危険な状況となっている直立護岸は、当面、県の全面的支援を得て安全対策としての改修を行うこと」とされています。

つきましては、既に8月2日付けで、護岸の調査及び改修方法の検討に協力と助言をいただくよう要望をしているところですが、さらに、護岸改修に対する制度的、財政的支援について特段のご配慮をいただくよう改めてお願いいたします。なお、護岸全域3.3kmの条件は一様ではなく、埋立計画に面し事業までの安全対策を要する区間、当面漁港として維持管理すべき区間、埋立計画区域以外で海岸の保全及び将来的に親水護岸の整備が望まれる区間に3区分されますので、それぞれの区間に応じた支援をよろしくお願いいたします。